

[様式1]

令和 年度 新任者栄養士人材育成計画(市町村版)

新任者栄養士 所属 氏名
 実地指導者 所属 職種 氏名
 教育担当者 所属 職種 氏名

「該当する獲得能力項目」は、(表5)各ステージにおける到達目標を参照の上記載する

市町村	業務内容	優先度	事業名・見学日程	保健所・市町村名 (担当栄養士)	該当する獲得能力項目	備考	
市町村	妊産婦教室	★					
	離乳食教室等	★					
	乳児前期健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	乳児後期健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	1歳6ヶ月児健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	3歳児健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	成人保健事業	特定健診・保健指導、 生活習慣病予防教室等	★				
		集団指導					
	高齢者対策	介護予防教室・地域におけるサロン	★				
	住民組織の育成	食生活改善推進員養成講座・育成研修	★				
実態把握および分 析	地域診断・公衆栄養アセスメント	★					
正しい知識の普及	住民対象出前講座等						
人材育成	公衆栄養学臨地実習						
連携体制づくり及び 調整							
健康危機管理	災害研修や防災訓練						

【コメント欄】 所属: 職種: 氏名:

[様式1]

令和 年度 新任者栄養士人材育成計画(府保健所版)

新任者栄養士	所属	氏名
実地指導者	所属	職種
教育担当者	所属	職種

「該当する獲得能力項目」は、(表5)各ステージにおける到達目標を参照の上記載する

	業務内容	優先度	事業名・見学日程	保健所・市町村名 (担当栄養士)	該当する獲得能力項目	備考
市町村	母子保健事業	★	妊産婦教室・離乳食教室等 個別指導 集団指導			
	成人保健事業	★	特定健診・保健指導、生活習慣病予防教室等			
	高齢者対策		介護予防教室・地域におけるサロン			
	住民組織の育成		食生活改善推進員養成講座・育成研修			
保健所	実態把握および分析		国民健康・栄養調査			
	特定給食施設指導	★	地域診断・公衆栄養アセスメント			
		★	老人福祉施設			
	正しい知識の普及	★	児童福祉施設 事業所(従業員への食生活改善指導)			
		★	研修会(栄養士ネットワーク研修も含める)			
	食環境整備	★	府民対象出前講座等			
		★	食品表示法研修 虚偽誇大広告			
	市町村支援	★	行政栄養士業務連絡会			
	人材育成	★	公衆栄養学 臨地実習	府 栄養業務オリ 保健所(栄養業務オリ、各 事業、まとめ)		
		★	連携体制づくり及び 調整			
健康危機管理		災害研修や防災訓練				

【コメント欄】 所属: 職種: 氏名:

〔様式2-1〕

〔新任期〕到達目標評価シート（1年目前期・1年目後期・2年目・3年目）
いずれかに○、2・3年目は後期のみ

行政栄養士名	所属	記入日
所属の上	所属	氏名
教育担当者	職種	氏名
委地指導者	職種	氏名

到達度の目安の区分
 IV 知識としてはわかる／Ⅲ 支援があればできる／Ⅱ 自らできる／Ⅰ 後進を指導できる／－ 経験がない

必要な能力	項目	到達目標		自己評価		コメント	本人	所属の上	等
		1	2	前期	後期				
1 専門的な知識・調査研究・情報発信	1 国の施策の方向の理解	・健康日本21、食育推進計画を中心とした各種計画、行政栄養士業務指針等の関連通知について理解できる。 ・国の方針と自治体の計画、担当事業との関連が理解できる。							
	2 関連法規の理解	・担当事業の根拠法令（地域保健法、健康増進法、栄養士法等）、通知、実施要領、予算等の仕組みを理解できる。 ・参加する事業の法的根拠を理解している。							
	3 管理栄養士・栄養士の専門性	・①栄養の指導、②栄養ケアプロセス、③食事管理プロセス、④食事摂取基準、各種ガイドライン、栄養成分表示制度を正しく理解し、担当業務の中で関連づけることができる。							
	4 調査研究	・食事調査等、地域の健康課題を抽出するための方法を理解できる。 ・各種データを分析することに加え、地域に出て地域を回り、住民や関係機関と接することで、地域の健康課題に気づくことができる。 ・調査研究に協力、取り組むことができる。							
	5 情報発信	・自治体（職場）の広報媒体を把握している。 ・広報媒体を活用して住民向けに栄養改善情報を発信することができる。							
2 対人・地域支援能力	1 給食施設への個別指導★	・対象施設の状況を適切に把握・確認し、基準に照らし合わせて評価することができる。 ・必要に応じて改善の指導・助言を行うことができる。							
	2 個人を対象にした栄養指導	・健診結果等、対象者に応じた栄養アセスメント、栄養診断を行い、対象者や家族に適した個別支援計画を策定できる。 ・個別支援計画にそった栄養指導を行い、結果を評価できる。							
	3 給食施設への集団指導★	・対象集団の課題・ニーズ等を把握し、対象集団の特性を踏まえた研修企画ができる。 ・アンケート等により、結果・効果の評価できる。							
	4 集団を対象にした栄養指導	・健診結果等、対象集団の栄養アセスメント、栄養診断を行い、集団の特性を踏まえた支援計画を策定できる。 ・集団支援計画に沿った栄養指導を行い結果を評価できる。							
	5 地域全体への栄養介入	・自治体の健康増進計画、食育推進計画または地域診断結果等から計画された、地域への栄養介入計画に参画できる。							

[様式2-1]

3	地域診断能力	1	地域診断	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務や地域活動から、地域の健康・栄養情報を収集できる。 ・自治体の統計、健診結果、各種調査結果等から、地域の健康・栄養情報を整理できる。 ・担当業務に関連する地域診断を行うことができる。 ・地域に出て、自分の目で地域を見たり、住民や関係機関と接することで、地域を知ることができる。 			
		1	政策形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の優先的な健康・栄養課題を知ることができる。 			
		2	生活習慣病の発症予防と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の優先的な生活習慣病の発症予防と重症化予防の課題が理解できる。 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防について、担当業務と関連づけて考えることができる。 			
		3	次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の優先的な次世代の健康・栄養課題が理解できる。 ・次世代の健康・栄養課題を担当業務と関連づけて考えることができる。 			
		4	高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の優先的な高齢者の健康・栄養課題が理解できる。 ・高齢者の健康・栄養課題を担当業務と関連づけて考えることができる。 			
4	政策形成能力	5	食の社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設指導、外食の栄養成分表示やヘルシーメニュー提供、食育推進ネットワークの活用、地域の栄養ケアの拠点づくりなど、食を通じた社会環境の整備促進のための事業に参画できる。 			
		1	府と市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・担当事業を通じて、府と市町村が連携して事業を行うことの必要性が理解できる。 			
		2	地区組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地区組織の育成の重要性について理解し、養成・育成が計画的に実施できる。 			
		3	住民組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の健康づくり事業に参加し、その必要性が理解できる。 			
5	調整能力	4	他分野・関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・学校保健、産業保健、医療福祉分野等、多様な分野が実施する栄養関連事業に参加し、保健の役割を理解する。 			
		1	災害時緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に位置づけられた栄養・食生活支援について理解できる。 ・公的備蓄(現物・流通)、炊き出し体制などの整備の必要性を理解できる。 			
6	危機管理能力	1	学生教育	<ul style="list-style-type: none"> ・臨地実習生への教育育成について理解できる。 			
		2	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務を円滑に遂行できる。 			

★は府のみの項目

〔中堅期Ⅰ〕到達目標評価シート

記入日

到達度の目安の区分

Ⅳ 知識としてはわかる／Ⅲ 支援が求められる／Ⅱ 自らできる／Ⅰ 後進を指導できる／－ 経験がない

行政栄養士名 所属 氏名
所属の上司 所属 氏名

必要な能力	項目	到達目標	自己評価	評価
専門的な知識・調査研究・情報発信	1 国の施策の方向の理解	<ul style="list-style-type: none"> 健康日本21、食育推進計画の他、関連計画(母子保健、特定健診、介護保険、歯科保健等)と担当業務の関連が理解できる 国と自治体の公衆衛生(公衆栄養)の方向性を踏まえ、業務遂行できる 		<ul style="list-style-type: none"> 必要な能力(2～8くらい選んで記載)
	2 関連法種の理解	<ul style="list-style-type: none"> 行政栄養士業務全般の関係法規、通知、実施要領、予算等の仕組みが理解でき、業務遂行できる 		
	3 管理栄養士・栄養士の専門性	<ul style="list-style-type: none"> ①栄養の指導、②栄養ケアプロセス、③食事管理プロセス、④食事摂取基準、各種ガイドライン、栄養成分表示制度を正しく理解し、担当業務の中で適切に実践、対応できる 地域の健康課題を抽出するための方法を理解し、課題解決のための研究に取り組むことができる 		
	4 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 自治体(職場)の広報媒体を活用して住民向けに栄養改善情報を発信することができる 調査研究に取組み、研究発表できる(研究会、学会など) 自治体、民間の媒体を把握、活用して栄養改善情報を発信することができる 		
	5 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治体(職場)の広報媒体を活用して住民向けに栄養改善情報を発信することができる 自治体、民間の媒体を把握、活用して栄養改善情報を発信することができる 		
対人・地域支援能力	1 給食施設への個別指導★	<ul style="list-style-type: none"> 対応困難な事例は上司と相談の上、適切な支援ができる 個別指導の集積は地域の栄養課題であることが理解でき、事業計画等に生かすことができる 		
	2 個人を対象にした栄養指導			
	3 給食施設への集団指導★	<ul style="list-style-type: none"> 集団指導の集積は地域の栄養課題であることが理解でき、事業計画等に生かすことができる 		
	4 集団を対象にした栄養指導			
	5 地域全体への栄養介入	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務を中心に、必要な地域への栄養介入計画を企画立案し、実践できる 		
地域診断能力	1 地域診断	<ul style="list-style-type: none"> 地域の健康栄養情報、自治体の統計、健診結果、各種調査結果等から、地域の健康栄養情報を整理し、担当業務に関連する地域診断を行うことができる 自治体の優先的が健康課題とその危険因子を明らかにし、背景にある栄養・食生活の課題を特定できる(全ライフステージ別、地域別等) 		
	2 政策形成	<ul style="list-style-type: none"> 優先的な健康・栄養課題に対応する中長期計画の策定に参画できる 		
	3 生活習慣病の発症予防と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務の中で、生活習慣病の発症予防と重症化予防のための事業をPDCAサイクルで実施できる 		
	4 次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務の中で、次世代や高齢者の健康栄養課題に対応した事業をPDCAサイクルで実施できる 		
	5 高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> 特定給食施設指導、外食の栄養成分表示やヘルシーメニュー提供、食育推進ネットワークの活用、地域の栄養ケアの拠点づくりなど、食を通じた社会環境の整備促進のための事業をPDCAサイクルで実施できる 担当事業を通じて、府と市町村が連携、分担しながら地域の栄養改善業務を推進できる 		
調整能力	1 府と市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の各種計画の中で地区組織活動の位置づけと必要性が理解できる 地区組織活動の育成・養成事業が計画的に実施できる 住民参加型の健康づくり事業を企画立案し、育成や支援に関わることができる 		
	2 地区組織との連携			
	3 住民組織との連携			
	4 他分野、関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務を通じて、保育所・学校保健、産業保健、医療福祉分野等、多様な分野と連携した事業展開ができる 		
危機管理能力	1 災害時緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の栄養・食生活支援(家庭内備蓄普及、食の防災教育、要支援者食支援体制等)に対処できる 公的備蓄(現物・流通)、炊き出し体制などの整備について担当課と検討することができる 臨地実習生への教育育成について計画的な実施ができる 		
	2 指導・統率能力	<ul style="list-style-type: none"> 新任者の相談に際して説明、指示等ができる 新任者が自分で考え、自分で気づける関わりができる 		

★府のみ項目

〔様式2-3〕

〔中堅期Ⅱ〕到達目標評価シート

到達度の目安の区分

Ⅳ 知識としてわかる／Ⅲ 支援があればできる／Ⅱ 自らできる／Ⅰ 後進を指導できる／－ 経験がない

記入日

行政栄養士名 所属 氏名
所属の上司 所属 氏名
職種

必要な能力	項目	到達目標	自己評価	評価
専門的な知識・情報発信	1	国の施策の方向の理解	<ul style="list-style-type: none"> 国や自治体の方向性を踏まえ、地域課題に応じた各種計画、事業への反映ができる 自治体の上位計画や医療福祉計画等にも視野を広げ、業務に反映できる 	必要能力(2～8くらい選んで記載)
	2	関連法規の理解	<ul style="list-style-type: none"> より上位計画や医療福祉計画等の関連法規についても理解を深め、業務遂行ができる 	
	3	管理栄養士・栄養士の専門性	<ul style="list-style-type: none"> 対象別(全ライフステージ)または地域全体で、適切な栄養の指導、栄養ケアプロセス、食事管理プロセス等が実践できる 	
	4	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 地域の健康課題を抽出するための方法を理解し、課題解決のための研究に取り組むことができる 調査研究に取組み、研究発表できる(研究会、学会など) 自治体内の栄養士による効力年次の調査研究デザインを企画、調整、実施することができる 	
対人・地域支援能力	5	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治体(職場)の広報媒体を活用して住民向けに栄養改善情報を発信することができる 他団体、民間の媒体を把握、活用して栄養改善情報を発信することができる 目標達成のために新たに予算を運用し、住民に向けた栄養改善情報を発信することができる 	
	1	給食施設への個別指導	<ul style="list-style-type: none"> 対応困難な事例は必要な関係者を集めてカンファレンス等の場を設け、適切な支援ができる 	
	2	個人を対象にした栄養指導		
	3	給食施設への集団指導	<ul style="list-style-type: none"> 集団指導計画に基づく栄養指導の集積が、地域の健康栄養課題として整理でき、施策や事業に結びつけることができる 	
	4	集団を対象にした栄養指導		
地域診断能力	5	地域全体への栄養介入	<ul style="list-style-type: none"> 全ライフステージ地域特性を視野に入れ、実情に応じた地域への栄養介入計画を主体的に企画立案実践し、指導できる 	
	1	地域診断	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の優先的な健康栄養課題を明らかにし、業務に反映できる 地域特性や健康問題に対応した事業を科学的に実施、評価できる 	
	1	政策形成	<ul style="list-style-type: none"> 優先的な健康・栄養課題に対応する中長期計画を策定できる 	
	2	生活習慣病の発症予防と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の優先的な生活習慣病の発症予防と重症化予防のために必要な施策を事業化し、PDCAサイクルで実施できる 	
	3	次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> 次世代や高齢者の健康に配慮し、社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策を事業化し、PDCAサイクルで実施できる 	
調整能力	4	高齢者の健康		
	5	食の社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域診断結果により明らかになった健康・栄養課題に対応するため、食を通して社会環境の整備計画を企画立案し、実施化ができる 	
	1	府と市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 府と市町村が連携し、地域の健康栄養課題について必要な対策の検討ができる 人材育成計画に基づき、行政栄養士研修会等が企画運営できる。また、必要な市町村支援ができる 	
	2	地区組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地区組織活動の育成・養成事業が計画的に実施できる 	
	3	住民組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加型の健康づくり事業を企画立案し、育成や支援ができる 	
危機管理能力	4	他分野・関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 健康栄養課題に対応するため、保育所・学校保健、産業保健、医療福祉分野等、他分野と連携した業務遂行が円滑にできる 	
	1	災害時緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画や栄養・食生活支援について理解し、適切な対応について指導できる 公的備蓄(親物・流通)、炊き出し体制を検討し、整備できる 	
	1	学生教育	<ul style="list-style-type: none"> 臨地実習生への教育育成について計画的な実施ができ、PDCAサイクルにそった評価ができる 学生の特性を理解し、実習目的が達成できるよう指導ができる 	
	2	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成計画に基づき、行政栄養士研修会等が企画運営できる。また、必要な市町村支援ができる 新任者・中堅期栄養士の行政職員としての能力アセスメントをすることができる。管理者に的確に伝えることができる 業務につく新任者、中堅期栄養士の動機付けを意識しながら支援することができる 	

★府のみ項目

〔管理期〕到達目標評価シート

行政栄養士名 所屬 氏名
 所屬の上司 所屬 職種 氏名

到達度の目安の区分 IV 知識としてはわかる / III 支援があればできる / II 自らできる / I 後進を指導できる / - 経験がない

記入日

必要な能力	項目	到達目標	自己評価	評価
1 専門的な知識・情報発信	1 国の施策の方向の理解	<ul style="list-style-type: none"> 国や自治体の方向性を踏まえ、中長期的視点をもって自治体に必要な計画策定、施策化等に指導的立場で関わるができる 上記計画・施策の実現に必要な人員配置に関わることができる 公衆衛生活動に必要な関連法規を理解し業務を遂行でき、後進に説明できる 		<ul style="list-style-type: none"> 必要な能力(2～8くらい選んで記載)
	2 関連法規の理解			
	3 管理栄養士・栄養士の専門性	<ul style="list-style-type: none"> 栄養の指導、栄養ケアプロセス、食事管理プロセス等科学的な根拠を踏まえた実践的な内容を指導できる 		
	4 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決のための研究を指導することができる 調査研究に取組み、研究発表できる(研究会、学会など) 自治体内の栄養士による数回年次の調査研究デザインを企画、調整、実施、指導することができる 		
	5 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治体(職場)の広報媒体を活用して住民向けに栄養改善情報を発信することができる 他団体、民間の媒体を把握、活用して栄養改善情報を発信することができる 目標達成のために新たに予算を獲得し、住民に向けた栄養改善情報を発信することができる 		
2 対人・地域支援能力	1 給食施設への個別指導★	<ul style="list-style-type: none"> 対応困難な事例は必要な関係者を集めてカンファレンス等の場を設け、適切な支援ができ、複雑困難な事例のスーパーバイズができる 		
	2 個人を対象にした栄養指導			
	3 給食施設への集団指導★	<ul style="list-style-type: none"> 集団指導計画に基づく栄養指導の集積が、地域の健康栄養課題として整理でき、施策や事業に結びつけることができ、後進に指導することができる 		
	4 集団を対象にした栄養指導			
	5 地域全体への栄養介入	<ul style="list-style-type: none"> 全ライフステージ地域特性を視野に入れ、実情に応じた地域への栄養介入計画を主体的に企画立案実践、指導できる 		
3 地域診断能力	1 地域診断	<ul style="list-style-type: none"> 対象、地域特性に応じた地域診断を的確に実施し、施策化、事業化につなげることができる 地域診断の考え方、手法等を後進に指導できる 		
	1 政策形成	<ul style="list-style-type: none"> 優先的な健康・栄養課題に対応する中長期計画を策定するための指導ができる 		
	2 生活習慣病の発症予防と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の優先的な生活習慣病の発症予防と重症化予防のために必要な施策の推進、評価、検証、課題解決に向けた計画の修正、戦略的取組ができる 		
	3 次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> 次世代、高齢者の健康に配慮し、社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進、評価、検証、課題解決に向けた計画の修正、戦略的取組ができる 		
	4 高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> 地域診断結果により明らかになった健康栄養課題に対応するため、食を通じた社会環境の整備施策の推進、評価、検証、課題解決に向けた計画の修正等戦略的取組ができる 		
4 政策形成能力	1 府と市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 府と市町村が連携して、地域の健康・栄養施策を展開し、共に成果をあげる体制ができる 		
	2 地区組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地区組織活動の主体性を生かして事業展開ができる 自治体の各種計画に地区組織活動の養成、育成、育成に関して位置づけ、計画的に実施できる 		
	3 住民組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> 住民組織、NPOなどの活動の支援についてスーパーバイズができる 		
	4 他分野、関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域の社会資源の活用ができるように関係機関との調整ができる 健康課題解決のために新たに資源の開発に取り組みすることができる 		
	1 災害時緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づき、必要な業務継続計画の策定について指導できる 公的備蓄(現物・流通)炊き出し体制を維持し、関係部署と連携し指導体制を整備できる 		
6 危機管理能力	1 学生教育	<ul style="list-style-type: none"> 臨地実習生への教育育成について計画的な実施ができ、PDCAサイクルにそった評価ができる 公衆栄養実習生全体の達成状況を評価し、見直しができる 		
	2 指導・統率能力	<ul style="list-style-type: none"> 後進の能力を的確にアセスメントできる 後進の能力を高める方向で、業務を割り当てることできる 職場の人材育成計画を立案し、必要な環境整備ができる 		
7 ★府のみ項目				

参考資料1

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を実践するための資料集(平成25年4月)の追加資料①

行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるために

～自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現
に最大限の力を発揮できる行政栄養士へ～

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

1

背景

都道府県及び市町村は、健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策の推進及び行政栄養士の育成に当たって、配置の現状と施策の成果が最大に得られるような配置の姿を勘案し、職位や業務年数に応じて求められる能力が発揮できる適切な配置に努めるとともに、求められる能力が獲得できるよう、行政栄養士に対する現任教育を体系的に実施すること。

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」
(平成25年3月29日健康局長通知)より

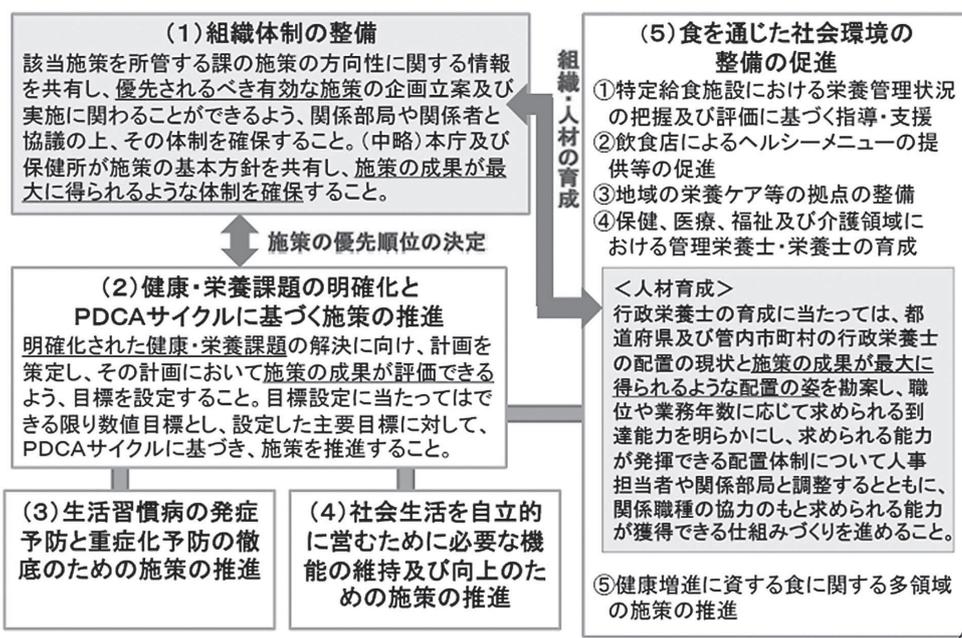
2

行政栄養士の育成に当たっては、都道府県及び管内市町村の行政栄養士の配置の現状と施策の成果が最大に得られるような配置の姿を勘案し、職位や業務年数に応じて求められる到達能力を明らかにし、求められる能力が発揮できる配置体制について人事担当者や関係部局と調整するとともに、関係職種の協力のもと求められる能力が獲得できる仕組みづくりを進めること。

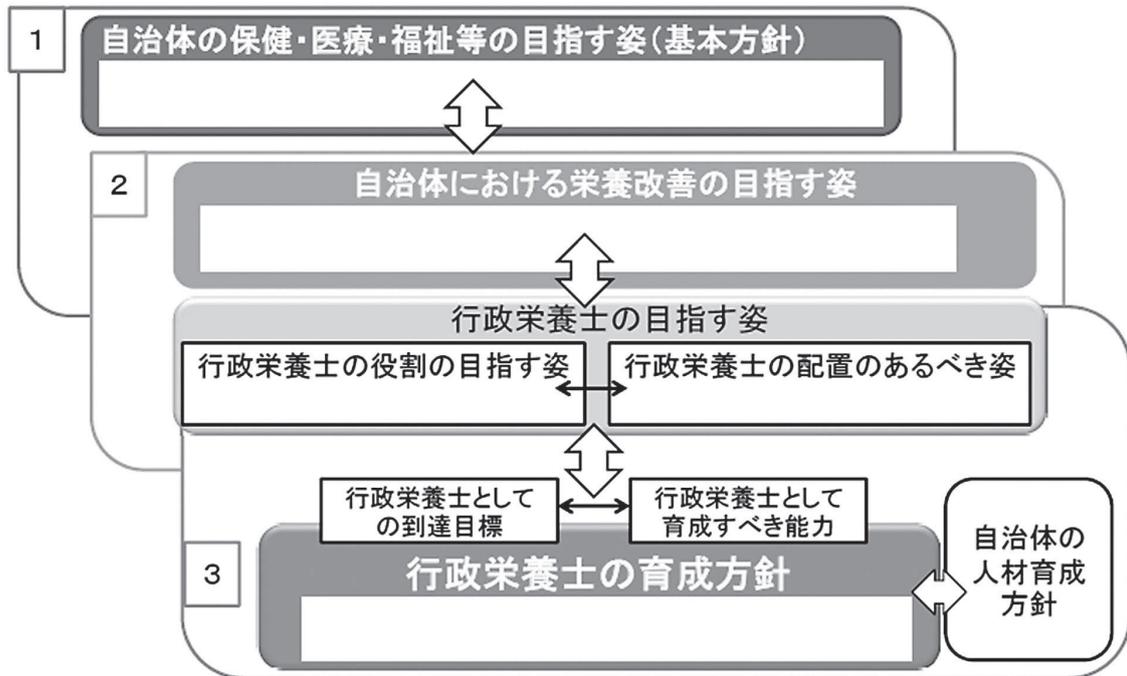
「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」
(平成25年3月29日がん対策・健康増進課長通知)より

3

行政栄養士の育成は、組織体制の整備とともに取り組むことになる



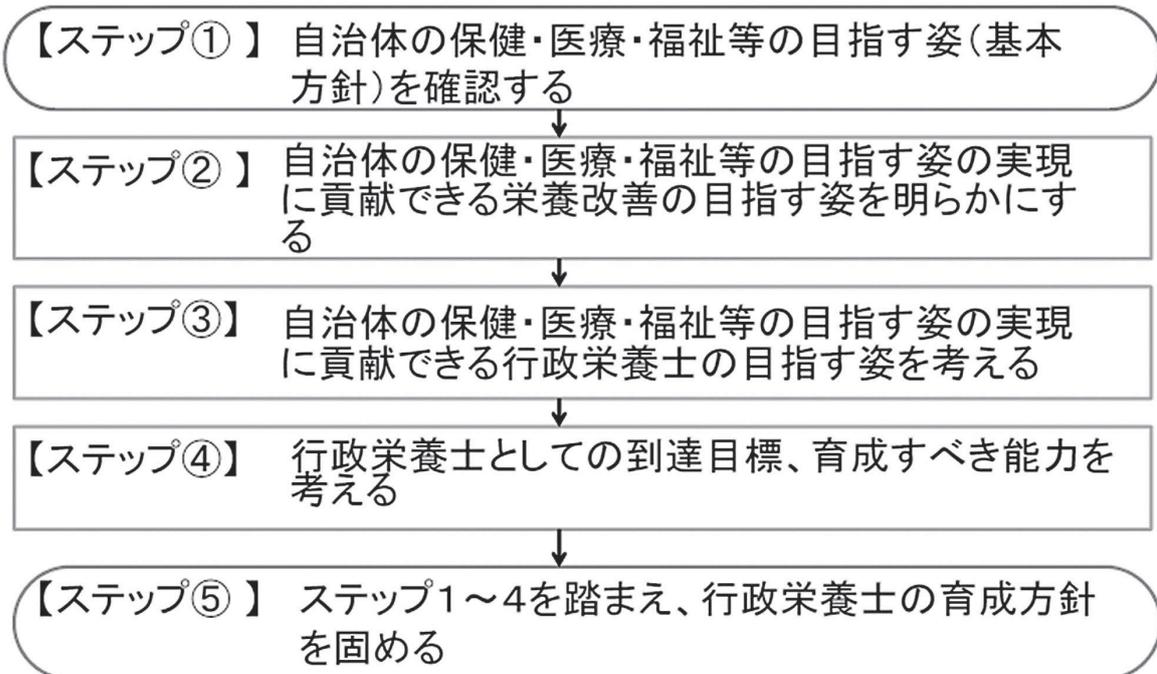
人材育成ビジョンを考える ための枠組み



14

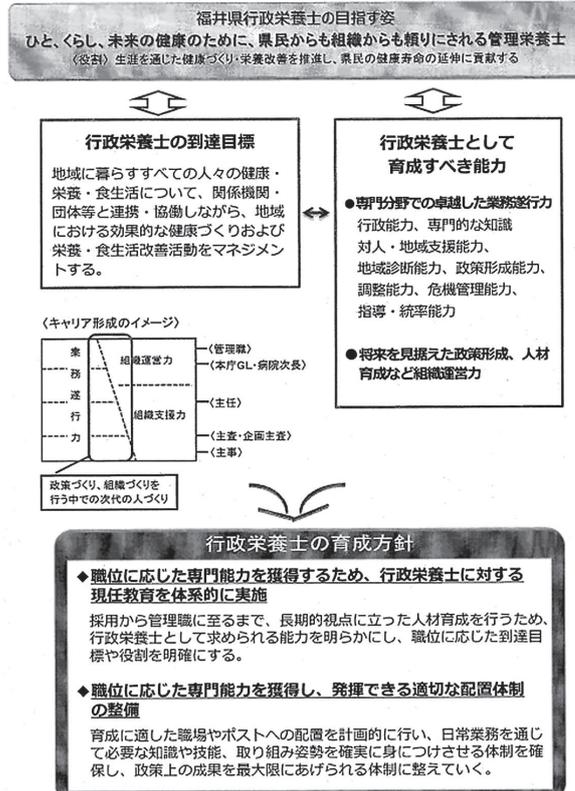
人材育成ビジョンを考える ための5つのステップ

〈 ワークシートを活用して、人材育成ビジョンを
考える 〉



16

(図3) 福井県の行政栄養士の目指す姿と育成方針



【ステップ①】 自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)を確認する。

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)

誰もが安心して暮らせる京都一府民安心の再構築

住み慣れた地域で、安心して子どもを産み育て(子育て子育ての安心)、健やかに安心して年齢を重ねること(健康長寿の安心)ができ、突然の病気やけがなどでも安心して良質な医療サービスを受ける(医療・福祉の安心)ことができる「だれもが安心して暮らせる京都府民安心の再構築」の実現を目指します。

健康寿命を全国のトップクラスまで延伸させることを目指し、子どもから高齢者までの全ての世代が、希望や生きがいを持ち健康で心豊かに生活できる社会を確立します。

自治体の保健・医療・福祉等の計画の上位計画にあたる長期総合計画において目指す姿はどういうものか。

保健・医療・福祉等の計画の基本方針では何に重点が置かれているか。

【ステップ②】 自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)の実現に貢献できる栄養改善の目指す姿を明らかにする

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿で、栄養改善を通して実現できることは、なにか。

その中で、栄養改善を通して大きな成果があげられるものは、なにか。

今後、保健・医療・福祉等で、栄養改善のニーズがさらに高くなる施策は、なにか。

栄養改善の目指す姿を実現すれば、保健・医療・福祉等の目指す姿にどの程度、近づけるか。

自治体における栄養改善の目指す姿

【ステップ②】 自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に貢献できる栄養改善の目指す姿を明らかにする

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)

自治体における栄養改善の目指す姿

- ① 健康寿命の延伸
 - ② 主要な生活習慣病の発症予防
 - ③ 重症化予防の推進
 - ④ 防災・減災対策の強化
 - ⑤ 高齢期の健康づくり・介護予防
- 農林の食に関するキーワード

【ステップ③】 自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に貢献できる行政栄養士の目指す姿を考える

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿(基本方針)

配置のあるべき姿を実現すれば、自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿にどの程度近づけるか。

自治体における栄養改善の目指す姿

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿を実現するために、行政栄養士の役割としてどういう姿を目指すのか。

行政栄養士の役割の目指す姿を実現するために、配置はどうあるべきか。

行政栄養士の目指す姿

行政栄養士の役割の目指す姿

行政栄養士の配置のあるべき姿

- ✓ 行政栄養士自らが現状を分析し、そこから見える役割やその役割に応じた配置の姿について、行政栄養士間で十分に話し合い、まとめる。
- ✓ 組織の長、所属課及び関連課の長、人事担当者、関係職種にまとめた結果を提案し、行政栄養士に期待する役割や望ましい配置について、意見を伺う。

19

【ステップ③】 自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に貢献できる行政栄養士の目指す姿を考える

行政栄養士の目指す姿

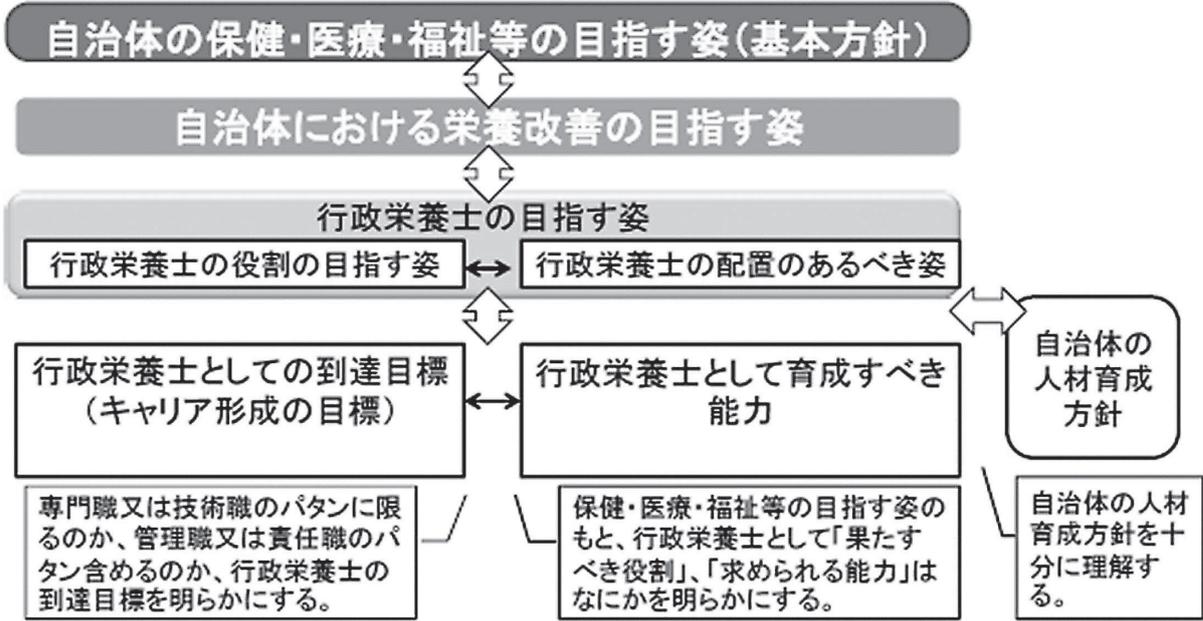
行政栄養士の役割の目指す姿

- 健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進
- 社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進
- 食を通じた社会環境の整備の推進
 - ・ 特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援
 - ・ 飲食店によるヘルシーメニューの提供の推進
 - ・ 地域の栄養ケア等の拠点の整備
 - ・ 保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成
 - ・ 健康増進に資する食に関する多領域の施策の推進
 - ・ 健康危機管理への対応

行政栄養士の配置のあるべき姿

- [健康づくり] 健康対策課※
医療保険政策課
- [介護予防] 高齢者支援課
- [子育て支援] こども総合対策課
- [学校保健] 保健体育課
- [食育] 食の安心・安全推進課※
- [食品衛生] 生活衛生課※
- [府立病院] 洛南病院
※食品保健は3課で所管

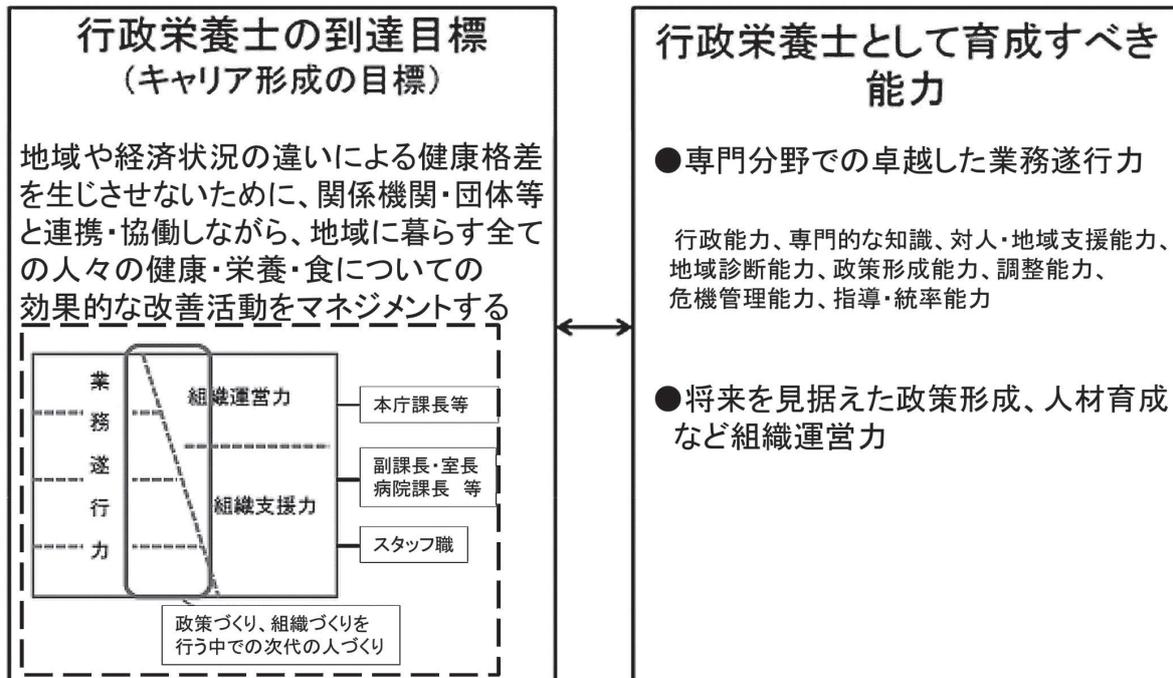
【ステップ④】 行政栄養士の目指す姿の実現に向け、行政栄養士としての到達目標、育成すべき能力を考える



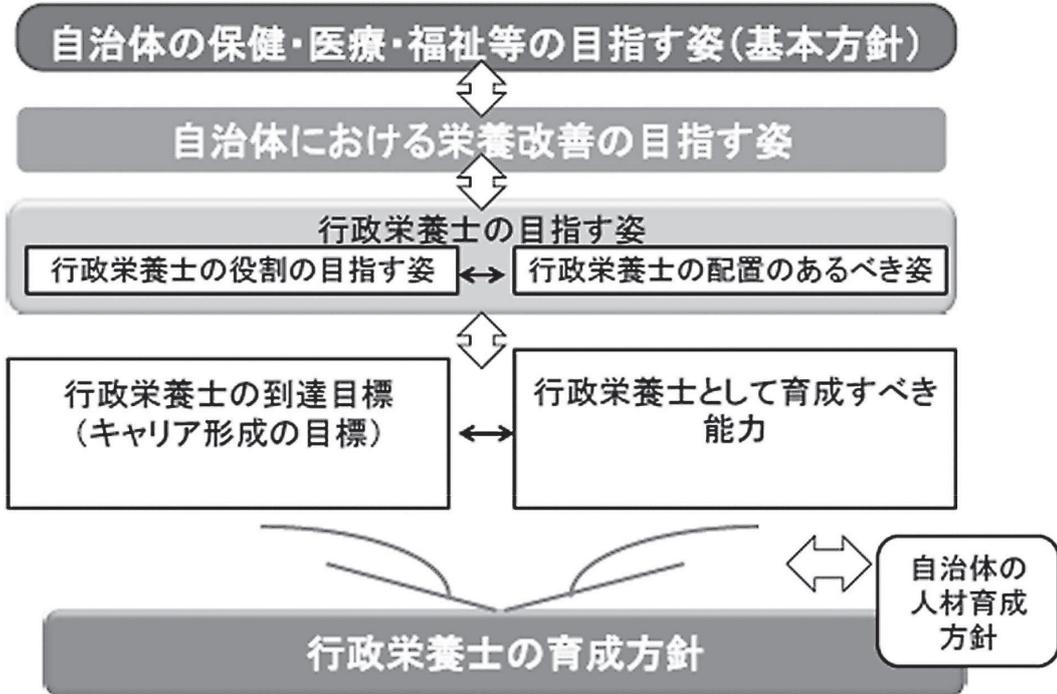
- ✓ 行政栄養士間で、長期的視点に立った到達目標について、十分に話し合う。
- ✓ 組織の長、所属課及び関連課の長、人事担当者、関係職種に、長期的視点に立った到達目標について意見を伺う。

21

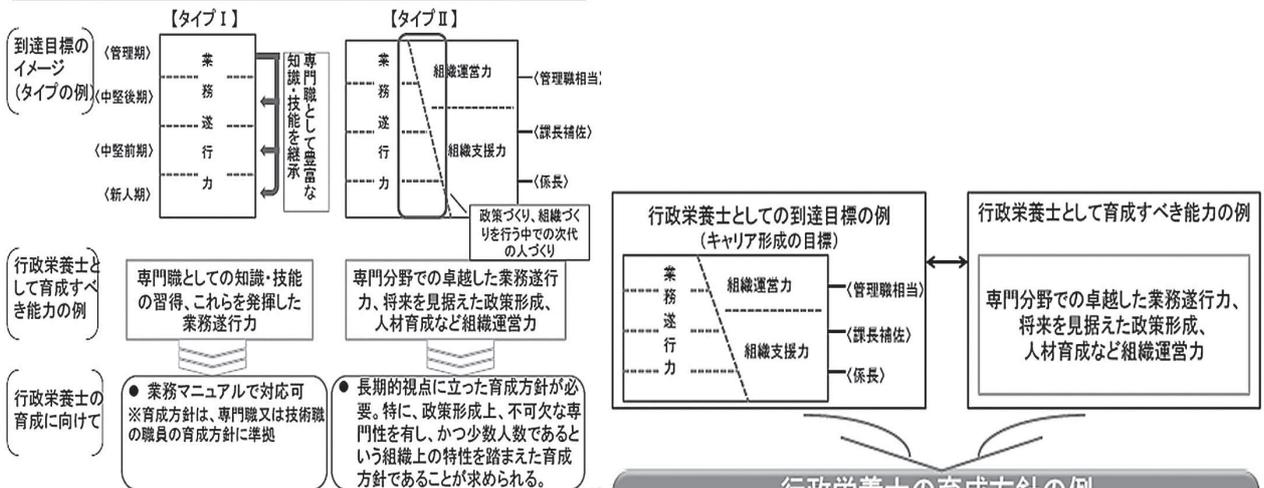
【ステップ④】 行政栄養士の目指す姿の実現に向け、行政栄養士としての到達目標、育成すべき能力を考える



【ステップ⑤】 ステップ1～4を踏まえ、行政栄養士の育成方針を固める



行政栄養士の育成方針は、その到達目標のタイプにより異なる



行政栄養士の育成方針の例

- 育成方針の見える化
採用から管理職相当に至るまで、長期的視点に立った人材育成を行うため、行政栄養士として求められる人材像を明らかにし、職級に応じた到達目標や職務内容を明確にする。
- 適正な配置管理を実現する体制の整備
育成に適した職場やポストへの配置を計画的に行い、日常業務を通じた段階的な成長を促しつつ、その成長を組織として評価する機会を提供し、必要な知識や技能、取組姿勢を確実に身につけさせる体制を確保する。
組織上の必要性に応じ、人材を必要としている新たな職場やポストへの配置を見据えた成長を促しつつ、少数人数で、政策上の成果を最大限にあげられる体制に段階的に整えていく。

【ステップ⑤】 ステップ1～4を踏まえ、行政栄養士の育成方針を固める

行政栄養士の育成方針

■ 職位に応じた専門能力を獲得するため、行政栄養士に対する現任教育を体系的に実施

採用から管理職に至るまで、長期的視点に立った人材育成を行うため、行政栄養士として求められる能力を明らかにし、職位に応じた到達目標や役割を明確にする。

■ 職位に応じた専門能力を獲得し、発揮できる適切な配置体制の整備

育成に適した職場やポストの配置を計画的に行い、日常業務を通じて必要な知識や技能、取り組み姿勢を確実に身につけさせる体制を確保し、政策上の成果を最大限にあげられる体制を整えていく。

求められる京都府職員像

1. 高い専門性を備え、担当分野を超えて、府民視点で質の高いサービスを提供する職員
2. 多様な主体の総力を結集し、連携・協働しながら課題解決に取り組む職員
3. 時代の変化を鋭敏に捉える分析力・洞察力を備え、柔軟な発想で的確に対応する職員
4. 前例のない課題に対しても、府民のために果敢に立ち向かい、行動する職員
5. 自己実現に向けて、主体的に能力向上に取り組む多様で個性豊かな成長意欲の高い職員

「京都府人材育成プラン」 平成27年4月 京都府人事課

参考資料2

京都府の行政栄養士現任教育体系

OFF-JT (職場外研修)	派遣研修	OJT (職場内研修) (所属外を含む)	自己啓発
<p>健康福祉部部局研修</p> <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政栄養士研修会(府) 保健福祉環境調査発表会(府) 食品表示研修会(府) 栄養士ネットワーク事業(保健所) (管内栄養士研究会研修等を含む) 健康づくり支援データ研修(府) <p>研修所研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修(新規採用・中堅期・管理期) スキルアップ研修(問題解決法・コーチング等) NPO等短期派遣 ベンチャーチャレンジ職員育成事業 等 <p>自主団体研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村栄養士研究会 保健所関係栄養士研究会 	<p>【新任期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生事業部 全国新任者研修会(日本栄養士会) 特定健康診査・特定保健指導実践者育成研修会(京都府国保連等) 虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会(消費者庁) 日本栄養士大会(日本栄養士会) <p>【中堅期以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康日本21(第2次)推進のための栄養・食生活の施策の企画・調整に関する研修(国立保健医療科学院) 健康・栄養調査等各種データを用いた健康増進計画等の進捗状況モニタリング分析技術研修(国立保健医療科学院) 地域保健支援のための保健情報処理技術研修(国立保健医療科学院) 公衆衛生事業部 全国研修会(日本栄養士会) 全国保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウム(日本公衆衛生協会) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修(日本公衆衛生協会) 日本公衆衛生学会 	<p>【新任期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属での実地研修 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯教育研修会(京都府栄養士会) JDA-DATスタッフ養成研修会(京都府栄養士会) 各種研修会(京都府栄養士会・日本栄養士会) 日本人の食事摂取基準研修会(厚生労働省) 全国保健所管理栄養士スキルアップ講座(全国保健所管理栄養士会) 日本公衆衛生学会 近畿公衆衛生学会 日本栄養改善学会 近畿栄養改善学会

	業務内容		優先度 1年目	見学日 程	保健所・市町村名 (担当栄養士)	備考
市町村	母子保健事業	妊産婦教室・離乳食教室等	★			
		乳幼児健康診査	個別指導	★		
			集団指導			
	成人保健事業	特定健診・保健指導、生活習慣病予防教室等		★		
	高齢者対策	介護予防教室・地域におけるサロン				
住民組織の育成	食生活改善推進員養成講座・育成研修					
保健所	実態把握および分析	国民健康・栄養調査				
		地域診断・公衆栄養アセスメント		★		
	特定給食施設指導	老人福祉施設		★		
		児童福祉施設		★		
		事業所(従業員への食生活改善指導)		★		
		研修会(栄養士ネットワーク研修も含める)		★		
	正しい知識の普及	府民対象出前講座等				
	食環境整備	食品表示法研修		★		
		虚偽誇大広告		★		
	市町村支援	行政栄養士業務連絡会		★		
	人材育成	公衆栄養学 臨地実習	府 栄養業務オリ	★		
			保健所(栄養業務オリ、各事業、まとめ)	★		
連携体制づくり及び調整						
健康危機管理	災害研修や防災訓練					

【新任期 業務見学リスト】(市町村版)

参考資料3

	業務内容		優先度	見学日程	保健所・市町村名 (担当栄養士)	備考	
市町村	母子保健事業	妊産婦教室	★				
		離乳食教室等		★			
		乳児前期健康診査	個別指導	★			
			集団指導				
		乳児後期健康診査	個別指導	★			
			集団指導				
	1歳6ヶ月児健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	3歳児健康診査	個別指導	★				
		集団指導					
	成人保健事業	特定健診・保健指導、 生活習慣病予防教室等	個別指導	★			
			集団指導				
	高齢者対策	介護予防教室・地域におけるサロン		★			
	住民組織の育成	食生活改善推進員養成講座・育成研修		★			
実態把握および分析	地域診断・公衆栄養アセスメント		★				
正しい知識の普及	住民対象出前講座等						
人材育成	公衆栄養学臨地実習						
連携体制づくり 及び調整							
健康危機管理	災害研修や防災訓練						

地域診断・事業評価シート

参考資料4

様式3① 【施策名：〇〇年度 〇〇対策

中・長期目標(5～10年)：

短期目標 (1～3年)：

(評価時期： 年 月)

(評価時期： 年 月)

作成日：

担当者：

保健事業の見直し (次年度に向けた方向性)	評価 評価指標 (計画)	保健事業	目標達成するための 条件(住民目線) 準備要因	現状・アセスメント・健康課題
	評価結果		強化要因	
			実現要因	

地域診断・事業評価シート

様式3②（個別保健事業について記載）

事業名： ○○事業

事業目標：

行動目標：

施策名： ○○対策

作成日：

担当者：

現状・アセスメント	実施計画	評価のための計画	評価結果
		1. 企画評価 (ストラクチャー、プロセス)	1. 企画評価 (ストラクチャー、プロセス)
		2. 実施評価(アウトプット)	2. 実施評価(アウトプット)
		3. 結果評価(アウトカム)	3. 結果評価(アウトカム)

栄養士キャリアパスシート(試案)

	新任期(1~3年)			中堅期 I (4~10年目)						中堅期 II (11~20年目)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数														
西暦(元号)														
年齢														
所属機関														
配置部署 (課・室)														
配置係														
調査研究企画・実施														
国民健康・栄養調査														
住民向け情報発信														
給食施設個別指導														
給食施設集団指導														
個別栄養指導														
集団栄養指導														
地域への栄養介入														
地域診断														
政策形成														
生活習慣病の発症予防と重症化予防														
食育・次世代の健康														
高齢者の健康														
食の社会環境整備														
(応援店等)														
府と市町との連携														
地区組織との連携														
住民組織との連携														
他分野、関係団体との連携														
災害時緊急対応策														
学生実習														
人材育成														
菌科保健														
業く健康														
務り康														
がん対策														
肝炎対策														
その他														
行政研修(公務)														
職能研修(公務)														
業務研修(公務)														
自己研鑽(公務以外)														
調査研究・学会発表等														
その他														
出産・休業(育休・病休等)等														

実施業務

研修履歴

栄養士研修受講・学会参加等記録票

<所属>

期間	所属公所・課(室)及び担当係名
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	

<講習会受講歴・取得資格>

受講日・取得日	講習会名・資格名

■新任者行政栄養士人材育成計画 作成の手引き [府保健所版・市町村版共通]

(1) 作成者

新任者が所属する自治体の実地指導者が作成します。
作成の際には、教育担当者が補佐します。

(2) 作成の時期

ガイドライン P13 表4 新任者行政栄養士年間研修プログラムを参考に、新任者が配属されたらなるべく早期に作成ください。

(3) 作成方法と表の見方

① 記載者欄

それぞれ記入者の所属、職名、氏名を記入ください。

② 業務内容と優先度

一年目に見学等を行うことが望ましい業務に★を入れています。計画作成時の参考にしてください。

③ 事業名・見学日程、保健所・市町村名

近隣市町村・保健所を中心に、見学可能な事業名と実施日、自治体名と担当者名等を記入ください。なお調整時には、管内保健師・栄養士ブロック研修担当者と連携をとるよう留意ください。

④ 該当する獲得能力項目

ガイドライン P30 様式2-1 [新任期] 到達目標シートの「必要な能力～項目」欄を参照し、当該事業を見学・体験することで獲得してほしい能力項目を記入ください。複数項目でもかまいません。

また、初年度で全ての項目が埋まらなくともかまいません。計画的・持続的に育成し、積み上げることとします。[記入の例：パパママ教室 1-2、1-5、2-2、4-3等]

⑤ 備考欄

必要時活用ください。

⑥ コメント欄

作成した人材育成計画は新任者の上司に提出します。新任者の上司は必要があればコメント欄を記入ください。

■到達目標評価シート 作成の手引き [新任期版]

(1) 作成者

新任者自身が作成し、実地指導者等の助言をうけて完成させます。
必要に応じ、教育担当者らが補佐します。

(2) 作成の時期

ガイドライン P 1 3 表 4 新任者行政栄養士年間研修プログラム 及び P 2 3 表 6 各ステージにおける評価時期 を参考に、前期・後期として適切な時期に実施ください。

(3) 作成方法と表の見方

① 記載者欄

それぞれ記入者の所属、職種、氏名を記入ください。

② 自己評価欄

前期・後期ごとに、新任者自身が到達度の目安の区分（ガイドライン P 2 4 表 7 評価基準）を記入します。記入したら、実地指導者等の助言をうけて完成させます。

③ コメント欄

前期・後期ごとに、新任者及び所属の上司により記入ください。

④ ★のついた項目

府のみ該当の項目です。市町村の方は記入不要です。

■到達目標評価シート 作成のてびき [中堅期ⅠⅡ、管理期版]

(1) 作成者

行政栄養士自身が作成します。
必要に応じ、所属の上司から助言をうけます。

(2) 作成の時期

ガイドライン P23 表6各ステージにおける評価時期 を参考に、適切な時期に実施ください。

(3) 作成方法と表の見方

① 記載者欄

それぞれ記入者の所属、職種、氏名を記入ください。

② 自己評価欄

行政栄養士自身が到達度の目安の区分（ガイドライン P24 表7評価基準）を記入します。

③ 評価欄

行政栄養士自身が記入します。その年度に力を入れた事業等を通じ、獲得した能力やより獲得したい能力等、2～3くらいを選んで詳細を記入ください。

④ ★のついた項目

府のみ該当の項目です。市町村の方は記入不要です。

「行政栄養士の人材育成ガイドライン」作成に係る取組経過について

令和元年 11 月

1 目的

地域における行政栄養士による効果的な施策の企画や業務の推進のため、人材育成マニュアルを作成し、体系的な研修等を通して、行政栄養士の人材育成を図る。

行政栄養士は1人配置が多く、また全体数としても少ないため、効果的な施策を展開する上で、人材育成が急務であり、平成30年度より取り組むこととした。

2 京都府内の配置状況について（平成30年4月現在）

➤ 京都府 13名

1人配置保健所（5保健所）、2人配置保健所（2保健所）

本庁：健康対策課、医療保険政策課、生活衛生課、食の安心・安全推進課 各1名

※年代別人数 20歳代2名、30歳代3名、40歳代5名、50歳代3名

➤ 市町村（25市町村）36名（正規15市町、非正規6市町）栄養士未配置4町村

3 マニュアルの作成について

厚生労働省健康局健康課栄養指導室発出「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を実践するための資料集（追加資料）（人材育成関係）及び日本栄養士会公衆衛生事業部作成「人材育成ガイド 公衆栄養分野における人材育成の考え方」（H28.3）等を参考に作成

（1）取組経過及び内容

時 期	内 容	
	府栄養士会議・研修	栄養関係データ分析ワーキング会議 （人材育成グループ）
平成30年8月 ～9月	行政栄養士の業務推進に係る課題の 明確化 ★①アンケート実施	8/21（火） アンケート（案）の作成
10月3日（水）	★行政栄養士の人材育成研修会 課題の明確化 ★②グループワーク	
10月中旬～ 平成31年1月 中旬		マニュアル方向性の検討 10/15（月）行政栄養士研修会の振り 返り、骨子（案）の整理 1/10（木）骨子（案）の検討
平成31年 3月1日（金）	行政栄養士研修会（第2回）後 行政栄養士の目指す姿（案）の意見 交換（府保健所栄養士全員参加）	3/6（水） 意見交換の振り返り、目指す姿（案） の整理
3月22日（金）	栄養業務推進担当者会議において、基 本的な方向性（めざす姿）協議 （保健所保健室副室長、府保健所栄養 士全員参加）	
令和元年5月下 旬	京都府新任期栄養士の人材育成（試 行）：プリセプター栄養士の配置、他 保健所への事業見学実施にむけた調 整及実施等	
6月14日（金）	★新人保健師研修会（地域診断） において、新任期栄養士の受講を可能 （府保健所1名、市町村4名）	8/5（月）マニュアル（案）の検討

8月30日(金)	★新任期栄養士の人材育成に係る意見交換会(府保健所1名、市町村3名)	9/27(金) マニュアル(案)の検討
10月7日(月)	★新人保健師研修会(保健事業の展開と評価)において、新任期栄養士の受講を可能(府保健所1名、市町村4名)	

★府栄養士、市町村栄養士参加

(2) 栄養関係データ分析ワーキング会議について

京都府保健所 3～4名による検討会議を実施

平成30年度	山城北保健所 金井主査、南丹保健所 神原主査、 中丹西保健所 安田副主査、丹後保健所 阪口技師、(健康対策課 金川主査)
令和元年度	山城北保健所 金井副室長、南丹保健所 長野副主査 中丹西保健所 安田副主査、丹後保健所 加藤技師、健康対策課 金川主査

4 マニュアルの概要

(1) マニュアルの対象の範囲

京都府、市町村(京都市除く)の行政栄養士を対象とする

(2) 京都府行政栄養士の目指す姿

別紙のとおり

基本的な方向性(めざす姿)は市町村においては各自治体で設定

(3) マニュアルの構成

- 1 マニュアルの目的と位置づけ
- 2 行政栄養士の育成の現状と課題
- 3 京都府行政栄養士育成の考え方
- 4 人材育成のための教育体系
- 5 現任教育の過程と到達目標
- 6 各部署の役割及び関係機関との連携
- 7 適切な配置体制の整備
- 8 参考資料

令和元年度京都府行政栄養士人材育成ガイドライン作成要領

1 目的

地域における行政栄養士による効果的な施策の企画や業務の推進のため、人材育成ガイドラインを作成し、体系的な研修等を通して、行政栄養士の人材育成を図る。

2 方法

栄養関係データワーキング構成員等で構成する「行政栄養士人材育成ガイドライン作成検討委員」による検討会議により作成する。

3 マニュアルの構成

厚生労働省健康局健康課栄養指導室発出「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を実践するための資料集（追加資料）（人材育成関係）及び日本栄養士会公衆衛生事業部作成「人材育成ガイド 公衆栄養分野における人材育成の考え方」（H28.3）等を参考に作成

4 作成スケジュール

日 程	内 容
令和元年 8月～10月	行政栄養士人材育成ガイドライン（案）の作成
11月11日(月)14:00～16:00 11/15(金)～12/2(月)	第1回検討会議 各保健所及び市町村へ意見照会
12月9日(月)14:00～16:00 12/26(木)～1/15(水)	第2回検討会議 各保健所及び市町村へ意見照会
令和2年1月29日(水)14:00～16:00	第3回検討会議
2月中旬	決裁
3月	マニュアル発出

5 検討委員

氏 名	所 属	職 名	備 考
木下 直子	健康福祉部	統括保健師長	
麻角 昌子	中丹西保健所	地域統括保健師長	
金井 真弓	山城北保健所 保健室	副室長	
長野 志保	山城南保健所 保健室	副主査	
安田 美代	中丹西保健所 保健室	副主査	
加藤 祐子	丹後保健所 保健室	技師	
高岡 弘美	宮津市健康介護課	主任栄養士	市町村栄養士研究会 から推薦
西 由加里	長岡京市健康医療推進室	主任栄養士	

東 あかね	京都府立大学	教授	学識者
糸井 利幸	健康福祉部	保健医療対策監	アドバイザー
西山 宜昌	健康福祉総務課	主幹兼係長	アドバイザー

竹原 智美	健康対策課	健康長寿・未病改善担当課長	事務局
勝山 久美子	健康対策課健康長寿担当	主幹兼係長	事務局
金川 由香里	健康対策課健康長寿担当	主査	事務局
宗田 麻紀	健康対策課健康長寿担当	副主査	事務局

【関連通知】

- 1) 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について
(平成 24 年 7 月 31 日付け健発 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知)
- 2) 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について
(平成 25 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 9 号厚生労働省健康局長通知)
- 3) 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について
(平成 25 年 3 月 29 日付け健が発 0329 号第 4 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)
- 4) 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について
(平成 25 年 3 月 29 日付け健が発 0329 号第 3 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)
- 5) 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本方針」を実践するための資料集（追加資料）について
(平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室 事務連絡)

【参考資料】

- 1) 京都府人材育成プラン
(平成 27 年 4 月 京都府)
- 2) 京都府 新人保健師研修ガイドライン
(平成 24 年 4 月 京都府)
- 3) 京都府 中堅期・管理期保健師研修ガイドライン
(平成 26 年 4 月 京都府)
- 4) 京都府保健師活動指針
(平成 27 年 3 月 京都府)
- 5) 人材育成ガイド 公衆栄養分野における人材育成の考え方
(平成 28 年 3 月 公益社団法人日本栄養士会 公衆衛生事業部)
- 6) 行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるために～自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に最大限の力を発揮できる行政栄養士へ～
(平成 28 年 8 月 厚生労働省健康局健康課栄養指導室)
- 7) 市町村栄養士の人材育成ビジョンを考えるために～自らの成長をベースにした人材育成で、組織における政策づくりの担い手を目指す～
(平成 29 年 3 月 厚生労働省健康局健康課栄養指導室)
- 8) 福井県行政栄養士人材育成ガイドライン
(平成 30 年 3 月 福井県健康福祉部地域福祉課)
- 9) 京都府保健医療計画
(平成 30 年 3 月 京都府)
- 10) 京都府総合計画
(令和元年 10 月 京都府)

京都府行政栄養士人材育成ガイドライン

令和2年4月発行

編集・発行 京都府（健康福祉部健康対策課）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4724・4738